

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）第13条第1項	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の抹消	建築住宅課

- 1 審査基準は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第13条第1項第1号の要件を備えていることを基準とする。
- 2 標準処理期間は、7日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。